



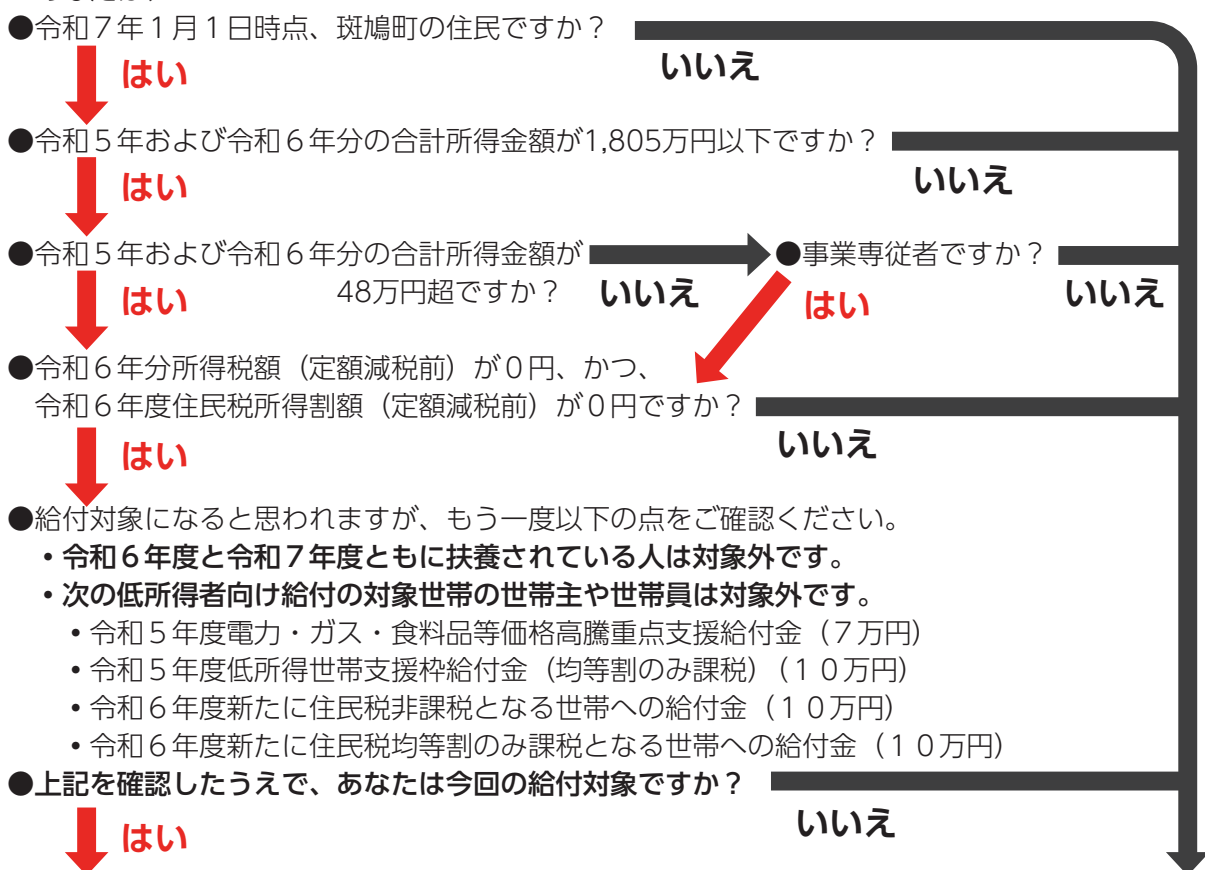
# ご確認ください！

税務課（☎内線152～153）

所得税や住民税に定額減税しきれない額が生じた人のうち、昨年度に実施した定額減税補足給付金（調整給付）の対象でなかった人や、その額に不足のあることが判明した人に給付金を支給します。

## 定額減税補足給付金（不足額給付）フローチャート

あなたは、



給付額は4万円です。

（状況により減額になる場合があります。）

**税務課窓口で申請手続きを行ってください。**

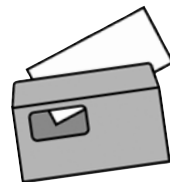
持参していただくもの

- 本人確認書類
- 本人名義の通帳等、振込先口座が分かるもの
- 令和5・6年中の確定申告書等所得状況が分かるもの

給付対象外です。

ただし、税務課において課税資料から給付金額に不足があることが判断できた人には、

**支給確認書などを8月上旬から送付します。届いた人は中身を確認し、必要な手続きを行ってください。**



**給付に関する申請・問合せの受付期間：8月4日(月)～10月31日(金)**

詳しくは

- 内閣官房ホームページ  
新たな経済に向けた  
給付金・定額減税  
一体措置



- 斑鳩町ホームページ  
定額減税補足給付金  
（不足額給付）について

